

ETC2.0 プローブデータのオープン化に向けた基礎調査 調査協力者の公募要領

1. 背景と目的

国土交通省は、道路上に ETC2.0 路側機（以下「路側機」という。）を整備し、ETC2.0 車載器（以下「車載器」という。）を装着した車両が路側機を通過する際に、車載器に蓄積されたデータを取得している。当該データは、車両の情報、走行履歴、挙動履歴で構成されており、個別の車両が特定できないよう処理されたデータ（以下「ETC2.0 プローブデータ」という。）は、道路管理者（国土交通省及び高速道路会社）が渋滞対策、交通安全対策、災害時の通行実績の把握等に活用している。また、国土交通省では、ETC2.0 プローブデータのオープン化に向けた各種検討を進めているところである。

国土交通省国土技術政策総合研究所（以下「国総研」という。）では、過年度に地方公共団体における ETC2.0 プローブデータの利活用ニーズ、当該ニーズを踏まえたデータの具体的な活用方法等について官民共同研究で調査してきた。今年度からは、地方公共団体による ETC2.0 プローブデータの利活用を見据えて、データの利活用面での実務的課題を抽出するための基礎調査（以下「本調査」という。）を実施しており、当該調査の目的において ETC2.0 プローブデータを集計・分析する地方公共団体等（調査協力者）を公募するものである。

なお、本公募要領は、調査協力者の公募に必要な内容を定めるものであり、調査協力者への ETC2.0 プローブデータの具体的な貸与方法や、国総研による調査協力者への具体的な調査内容については、今後、具体化を図る予定である。

2. 調査内容等について

（1）調査概要

本調査は、地方公共団体等による ETC2.0 プローブデータの利活用を見据えて、地方公共団体等が ETC2.0 プローブデータを利活用する際の課題や改善事項等を調査するものである。本調査では、地方公共団体等を調査協力者として採択し、国土交通省から、本調査において必要なデータの抽出・処理を行う者（一般財団法人 ITS サービス高度化機構）を介して ETC2.0 プローブデータを貸与する。また、調査協力者は、貸与された ETC2.0 プローブデータを実際に利活用し、国総研は当該結果を踏まえて地方公共団体によるデータの利活用面での実務的課題を調査する。

なお、調査協力者に貸与される ETC2.0 プローブデータは、対象地域は当該調査協力者が所在する地域、対象期間は令和 2 年 1 月分から令和 7 年 3 月分までのデータを抽出して貸与することを想定しているが、詳細は調査協力者における利活用目的も踏まえて個別に協議して決定する。

（２）調査協力者数の目安

本調査における調査協力者数は、10 団体程度を想定している。

（３）調査スケジュール

本調査は、以下のスケジュールで実施することを想定している。

令和 7 年 6 月～ 8 月：調査協力者の公募・選定

9 月～ ：調査協力者の採択

ETC2.0 プローブデータの貸与

調査協力者による ETC2.0 プローブデータの利活用

令和 8 年 1 月～ 2 月：調査協力者へのヒアリング調査

令和 8 年 3 月 ：本調査結果のとりまとめ

（４）費用分担

本調査では、調査協力者に対して ETC2.0 プローブデータを無償で貸与する。調査協力者は、貸与された ETC2.0 プローブデータを用いて、自らの費用でデータの集計・分析を行うとともに、成果を作成し、国土交通省に共有する。

なお、ETC2.0 プローブデータの集計・分析及び成果の作成については、調査協力者が自ら実施するほか、守秘義務等を課した上で調査協力者から建設コンサルタント等へ外部委託して実施することも可とする。

3. 本調査への参加について

（１）参加要件

調査協力者は、以下の①～⑦の条件をすべて満足すること。

- ① 地方自治法第一条の三に示す普通地方公共団体または特別地方公共団体であること。または、地方公共団体を代表者とする共同体であること。なお、当該共同体における地方公共団体以外の構成員としては、観光地域づくり法人、大学等の研究機関等を想定している。

- ② 代表者となる地方公共団体がプローブデータ（※１）を利活用した実績（※２）があること。

※１：携帯電話、カーナビ、自動車に搭載されたセンサ等を用いて取得された、人または車両の移動や滞在の状況が分かるデータ。ETC2.0 プローブデータに限らず、民間企業等が収集・提供している様々なプローブデータも含む。

※２：「地方公共団体がプローブデータを利活用した実績」とは、地方公共団体自らがプローブデータを直接集計・分析した実績に加え、地方公共団体が民間企業等に委託してプローブデータを集計・分析した実績や、地方公共団体と国土交通省の双方が所属する協議会等において国土交通省による ETC2.0 プローブデ

ータの集計・分析結果を取り扱った実績、地方公共団体が国土交通省からの技術支援として ETC2.0 プローブデータの集計・分析結果の提供を受けた実績も認める。

- ③ ETC2.0 プローブデータの利活用のための予算・体制が確保されていること。
- ④ 申請に先立って、地方整備局等（別紙参照）に事前相談していること。
- ⑤ 国土交通省が貸与した ETC2.0 プローブデータを用いて作成した成果について、国土交通省に無償で提出すること。
- ⑥ ETC2.0 プローブデータの利活用後、国土交通省によるヒアリング調査に協力すること。なお、ヒアリング調査の具体的な項目として、以下の項目を想定している。
 - ・ ETC2.0 プローブデータ提供時の加工の要否、希望する加工対象・内容
 - ・ ETC2.0 プローブデータの提供に係る手数料（希望額）
 - ・ ETC2.0 プローブデータの利用ニーズが高い行政課題（施策）
 - ・ 当該課題（施策）に応じて、提供を希望するデータ項目（現時点では取得または集計されていないデータを含む）
 - ・ ETC2.0 プローブデータの利活用に要した費用・時間
 - ・ ETC2.0 プローブデータを使用した所感
 - ・ ETC2.0 プローブデータの利活用体制（応募時と実際の利活用体制との差異、外部委託の有無） 等
- ⑦ 本調査の終了後、国土交通省から貸与された ETC2.0 プローブデータ（当該データのコピー及び加工したデータを含む）を消去すること。

なお、申請者が多数の場合、ETC2.0 プローブデータの利活用目的も考慮して調査協力者を選定する。

（２）提出書類（申請書）

別添「ETC2.0 プローブデータのオープン化に向けた基礎調査 参加申請書」に必要事項を記載して提出する。なお、共同体での申請の場合は代表者（地方公共団体に限る）を定め、代表者が申請書を提出すること。

（３）提出方法

申請者は、各地の地方整備局等に利活用計画や体制等について予め相談のうえ、申請書類一式を「（５）提出先」のメールアドレスに提出すること。

※ 提出後、内容についての確認、またはヒアリングを行う場合がある。

（４）受付期間

令和 7 年 6 月 20 日（金）～令和 7 年 8 月 29 日（金）12 時

(5) 提出先

国土交通省 国土技術政策総合研究所
道路交通研究部 高度道路交通システム研究室
nil-itsd●mlit.go.jp

※メールアドレスは●を@に変換して送信して下さい。

4. 調査協力者の採択について

(1) 採択方法

国総研において、申請書を確認し、調査協力者の採択を行う。

(2) 採択結果の連絡

採択結果は、調査協力者宛てに連絡するとともに、国土交通省のホームページ等において公表を予定している。また、調査協力者の採択後、国総研、国土交通省道路局及び調査協力者との間で本調査に関する協定を締結することを予定している。

(3) 成果の提出等

調査協力者は、ETC2.0 プローブデータを集計・分析した成果（報告書等）について、別途指定する期日までに国総研に提出する。提出期限は、令和8年1月を目途とする。提出された報告書等は、国土交通省において道路施策の企画立案、学会・講演会等で発表、HP等で公表することがある。

また、国総研は、ETC2.0 プローブデータを活用するにあたっての実務的課題を把握するためのヒアリング調査を実施予定であるため、調査協力者は当該ヒアリング調査に協力すること。

5. 留意事項

申請書を提出する者は、本公募要領に記載の事項に合意したものとする。また、採択後、公募要領の内容が遵守されない場合や申請書に事実と異なる記載が確認された場合、他の不誠実な対応等があった場合は、採択を取り消す場合がある。

(別紙)

事前相談先 一覧

地方整備局等	住所	担当	tel
北海道開発局	〒060-8511 札幌市北区北 8 条西 2 丁目札幌第 1 合同庁舎	道路計画課	011-709-2311
東北地方整備局	〒980-8602 仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎 B 棟	交通対策課	022-225-2171
関東地方整備局	〒330-9724 さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	交通対策課	048-601-3151
北陸地方整備局	〒950-8801 新潟市中央区美咲町 1-1-1 新潟美咲合同庁舎 1 号館	道路計画課	025-280-8880
中部地方整備局	〒460-8514 名古屋市中区三の丸 2 丁目 5 番 1 号 三の丸庁舎	交通対策課	052-953-8178
近畿地方整備局	〒540-8586 大阪市中央区大手前 3-1-41 大手前合同庁舎	道路計画第二課	06-6942-1141
中国地方整備局	〒730-8530 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2 号館	交通対策課	082-221-9231
四国地方整備局	〒760-8554 高松市サンポート 3 番 33 号	道路計画課	087-851-8061
九州地方整備局	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2 丁目 10 番 7 号 福岡第二合同庁舎	交通対策課	092-476-3534
内閣府沖縄総合事務局	〒900-0006 那覇市おもろまち 2 丁目 1 番 1 号 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館	道路管理課	098-866-0031

(単独申請用)

【様式1】

※貴団体でお持ちの文書番号を記載→

文 書 番 号
令和 年 月 日

国土交通省 国土技術政策総合研究所
道路交通研究部 高度道路交通システム研究室 あて

応 募 者 名
代表者役職・氏名
住 所

ETC2.0 プローブデータのオープン化に向けた基礎調査 参加申請書

「ETC2.0 プローブデータのオープン化に向けた基礎調査」調査協力者の公募要領に
同意した上で、当該調査への参加を下記のとおり申し込みます。

記

1. 公募の名称

ETC2.0 プローブデータのオープン化に向けた基礎調査 調査協力者の公募

2. 添付書類

- ・ 申請書 【様式2】
- ・ 実施体制 【様式3】
- ・ 参加要件②に示す「代表者となる地方公共団体がプローブデータを活用した実績があること」を確認できる資料 ←※貴団体所有の既存資料を想定。

3. 連絡先

担当者名 :
所属・役職 :
住所 :
電話番号 :
E-mail :

以上

【様式 2】

調査への参加申請書

青字は補足・記入例です

ETC2.0 プローブデータの利活用目的	貸与した ETC2.0 プローブデータの利活用目的を記載。 例 1) ■■市●●地域の観光振興のため、自動車交通流動の実態を把握する。 例 2) ■■町内における交通安全対策実施箇所の優先度を検討するため、箇所別の自動車走行速度の実態や、急ブレーキ多発箇所を調査する。
貸与を希望するプロブデータの時期・対象	利活用目的に応じて、貸与を希望する ETC2.0 プローブデータの対象地域・対象期間を記載 (注：調査協力者に貸与される ETC2.0 プローブデータは、対象地域は当該調査協力者が所在する地域、対象期間は令和 2 年 1 月分から令和 7 年 3 月分までのデータを抽出して貸与することを想定していますが、詳細は調査協力者における利活用目的も踏まえて個別に協議して決定します。また、ETC2.0 プローブデータ集計処理の都合から、希望地域・時期以外のデータも含む形で貸与する場合があります) 例 1) ■■市における令和 5 年度一年分のデータ一式 例 2) 令和●年から令和 6 年の各年■月における、●●県内及び▲▲県・××県から●●県■■市を訪れる自動車の流動が分かるデータ一式
ETC2.0 プローブデータの利活用体制	【様式 3】 のとおり
ETC2.0 プローブデータ利活用のための予算・体制確保（見込）状況	ETC2.0 プローブデータの利活用のための予算額、費目、確保状況等を記載 例 1) 地方公共団体の単費で約●百万円を確保済

	例2) ■■省の▲▲交付金(例:内閣府の「新しい地方経済・生活環境創生交付金」)に応募・採択されており、この内の約●百万円を用いて分析予定 例3) ■■省の▲▲事業で支援対象に採択されており、当該事業で交付される補助金の内、約●百万円を用いて分析予定 例4) 試行対象に採択された場合は、●月議会にて補正予算約●百万円を編成する予定 例5) 令和■年度から■■大学と共同研究を実施しており、■■大学へ分析を委託する予定
プローブデータ利活用実績	使用したデータ、利活用手法、目的の概略を記載。また、詳細を把握できる既存資料を別途添付(論文、検討会資料、業務報告書等を想定) 注:ここでの利活用実績は、ETC2.0 プローブデータの利活用実績に限らず、民間企業等が収集・提供している各種データの利活用実績も含みます。 例1) ■■市●●地域における観光シーズンの交通需要マネジメントにおいて、××社が所有するビッグデータを用いた自動車交通流動の分析を▲▲社に委託して実施した。 別添:「令和■年度・×××××検討業務報告書(抜粋)」 例2) ■■町●●地域における通学路の危険箇所を把握するため、国土交通省●●国道事務所に依頼し、ETC2.0 プローブデータを用いた路線別平均車両速度や急減速発生箇所の分析結果の提供を受けた。 別添:「令和■年■月・■■町交通安全対策会議・資料●」
地方整備局等への事前相談	今回応募に先立ち貴団体が実施した、地方整備局等への事前相談の相談先・相談日を記載 例) 令和7年8月■日に▲▲地方整備局××課に事前相談済。
その他の留意事項	

本調査における実施体制

○ 体制

(全体窓口となる部署と関係部署の関係が分かる体制図を添付)

○ 責任者及び参加者

名前	組織・部署・役職	担当する業務内容
○○ ○○ (責任者)		
●● ●● (主要参加者)		
■ ■ ■ ■ (主要参加者)		
□□ □□ (主要参加者)		
△△ △△ (主要参加者)		
▲▲ ▲▲ (主要参加者)		

※ 主要参加者は、最大 5 名まで記載する。

(共同体での申請用)

【様式 1】

※代表者でお持ちの文書番号を記載→

文 書 番 号
令和 年 月 日

国土交通省 国土技術政策総合研究所
道路交通研究部 高度道路交通システム研究室 あて

代表者の「組織名」、「代表者役職・
氏名」、「住所」を記載

応募者名 (代表者)
代表者役職・氏名
住 所

代表者以外の「組織名」、「代表者
役職・氏名」、「住所」を記載

応 募 者 名
代表者役職・氏名
住 所

応 募 者 名
代表者役職・氏名
住 所

ETC2.0 プローブデータのオープン化に向けた基礎調査 参加申請書

「ETC2.0 プローブデータのオープン化に向けた基礎調査」調査協力者の公募要領に
同意した上で、当該調査への参加を下記のとおり申し込みます。

記

1. 公募の名称

ETC2.0 プローブデータのオープン化に向けた基礎調査 調査協力者の公募

2. 添付書類

- ・ 申請書 【様式 2】
- ・ 実施体制 【様式 3】
- ・ 参加要件②に示す「代表者となる地方公共団体がプローブデータを活用した実績があること」を確認できる資料 ←※代表者所有の既存資料を想定。

3. 連絡先 ←代表者の連絡先及び連絡担当者を記載

担当者名 :

所属・役職 :

住所 :

電話番号 :

E-mail :

以上

【様式 2】

調査への参加申請書

青字は補足・記入例です

ETC2.0 プローブデータの利活用目的	貸与した ETC2.0 プローブデータの利活用目的を記載。 例 1) ■■市●●地域の観光振興のため、自動車交通流動の実態を把握する。 例 2) ■■町内における交通安全対策実施箇所の優先度を検討するため、箇所別の自動車走行速度の実態や、急ブレーキ多発箇所を調査する。
貸与を希望するプロブデータの時期・対象	利活用目的に応じて、貸与を希望する ETC2.0 プローブデータの対象地域・対象期間を記載 (注：調査協力者に貸与される ETC2.0 プローブデータは、対象地域は当該調査協力者が所在する地域、対象期間は令和 2 年 1 月分から令和 7 年 3 月分までのデータを抽出して貸与することを想定していますが、詳細は調査協力者における利活用目的も踏まえて個別に協議して決定します。また、ETC2.0 プローブデータ集計処理の都合から、希望地域・時期以外のデータも含む形で貸与する場合があります) 例 1) ■■市における令和 5 年度一年分のデータ一式 例 2) 令和●●年から令和 6 年の各年■月における、●●県内及び▲▲県・××県から●●県■■市を訪れる自動車の流動が分かるデータ一式
ETC2.0 プローブデータの利活用体制	【様式 3】 のとおり
ETC2.0 プローブデータ利活用のための予算・体制確保（見込）状況	ETC2.0 プローブデータの利活用のための予算額、費目、確保状況等を記載 例 1) 地方公共団体の単費で約●百万円を確保済

	例2) ■■省の▲▲交付金(例:内閣府の「新しい地方経済・生活環境創生交付金」)に応募・採択されており、この内の約●百万円を用いて分析予定 例3) ■■省の▲▲事業で支援対象に採択されており、当該事業で交付される補助金の内、約●百万円を用いて分析予定 例4) 試行対象に採択された場合は、●月議会にて補正予算約●百万円を編成する予定 例5) 令和■年度から■■大学と共同研究を実施しており、■■大学へ分析を委託する予定
プローブデータ利活用実績	使用したデータ、利活用手法、目的の概略を記載。また、詳細を把握できる既存資料を別途添付(論文、検討会資料、業務報告書等を想定) 注:ここでの利活用実績は、ETC2.0 プローブデータの利活用実績に限らず、民間企業等が収集・提供している各種データの利活用実績も含みます。 例1) ■■市●●地域における観光シーズンの交通需要マネジメントにおいて、××社が所有するビッグデータを用いた自動車交通流動の分析を▲▲社に委託して実施した。 別添:「令和■年度・×××××検討業務報告書(抜粋)」 例2) ■■町●●地域における通学路の危険箇所を把握するため、国土交通省●●国道事務所に依頼し、ETC2.0 プローブデータを用いた路線別平均車両速度や急減速発生箇所の分析結果の提供を受けた。 別添:「令和■年■月・■■町交通安全対策会議・資料●」
地方整備局等への事前相談	今回応募に先立ち貴団体が実施した、地方整備局等への事前相談の相談先・相談日を記載 例) 令和7年8月■日に▲▲地方整備局××課に事前相談済。
その他の留意事項	

本調査における実施体制

○ 体制

(全体窓口となる部署と関係部署の関係が分かる体制図を添付)

○ 責任者及び参加者

名前	組織・部署・役職	担当する業務内容
○○ ○○ (責任者)		
●● ●● (主要参加者)		
■ ■ ■ ■ (主要参加者)		
□□ □□ (主要参加者)		
△△ △△ (主要参加者)		
▲▲ ▲▲ (主要参加者)		

※ 主要参加者は、最大 5 名まで記載する。

ETC2.0 プローブデータのオープン化に向けた基礎調査の施行に関する基本協定

国土交通省国土技術政策総合研究所（以下「甲」という。）、国土交通省道路局（以下「乙」という。）及び●●●市（注：調査協力者となる地方公共団体名。地方公共団体を含む共同体での参加の場合は共同体名となる。）（以下「丙」という。）は、ETC2.0 プローブデータのオープン化に向けた基礎調査（以下「本調査」という。）の施行について、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本調査を施行するための基本的事項を定めることにより、本調査の適正かつ円滑な施行を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 ETC2.0 プローブデータとは、道路上に設置された ETC2.0 路側機と車両に設置された ETC2.0 車載器との間の通信により収集された車両の情報、走行履歴、挙動履歴で構成され、かつ個別の車両が特定できないよう処理されたデータをいう。

（相互協力）

第3条 甲、乙及び丙は、本調査の施行にあたり、相互に協力するものとする。

（適用範囲と実験位置）

第4条 本協定の適用範囲は、本調査の運営・管理に係るものとする。

（実施主体）

第5条 実施主体は甲とする。

（施行区分）

第6条 施行区分は、別添図書－1 のとおりとする。

（ETC2.0 プローブデータの貸与）

第7条 甲は、「プローブ情報の利用及び取り扱いについて（平成 27 年 7 月改定）」及び「車載器の ID 付きプローブ情報の利用及び取り扱い方針（平成 27 年 7 月）」の規定並びに調査の目的を踏まえ、丙に対して、今回の調査において必要なデータの抽出・処理を行う者（一般財団法人 ITS サービス高度化機構）を介して ETC2.0 プローブデータを無償で貸与する。丙は、貸与された ETC2.0 プローブデータの第三者への開示又は提供を行わないものとする。

（調査成果の公開・開示・提供）

第8条 乙は、甲より提供を受けた調査成果を第三者へ開示または提供を行う場合は、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

- 2 調査成果のうち未公開の部分を第三者へ開示又は提供する場合、調査成果の作成者は、甲、乙及び丙に事前の承諾を得るものとする。ただし、調査成果の作成者が自身で取得したデータのみを用いた調査成果を公開・開示・提供する場合、または丙が甲に提出した調査成果を甲が第三者へ公開・開示・提供する場合は、この限りではない。

(秘密保持)

第9条 甲は、ETC2.0 プローブデータの使用に関する遵守事項（以下「遵守事項」という。）を定める。丙は、遵守事項を遵守する旨を記載した誓約書を甲へ提出した上で、貸与された ETC2.0 プローブデータを適切に取り扱うものとする。

(知的財産権)

第10条 本調査の施行により得られた調査成果の知的財産権は、各調査成果を作成した者が所有する。貸与された ETC2.0 プローブデータを用いて作成した成果の知的財産権は、丙が所有する。ただし、丙は、貸与された ETC2.0 プローブデータを用いて作成した成果を甲と共有する。なお、甲及び丙は、調査成果を乙と共有することを前提に、必要な各種調整を行うものとする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、締結日から令和8年3月31日までとする。

(協定の変更)

第12条 本協定を変更する必要がある場合には、別途甲、乙及び丙が協議のうえ変更する。

(その他)

第13条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義を生じた事項については、その都度甲、乙及び丙が協議して定める。

本協定の証として、本書●通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年9月●日

甲 茨城県つくば市旭1番地
国土交通省
国土技術政策総合研究所長 福田 敬大

乙 東京都千代田区霞が関2丁目1番地3
国土交通省

道路局長

山本 巧

丙

■■県●●●市××町▲番地

●●●市長

●● ●●

項目	施行区分
ETC2.0 プローブデータのオープン化に向けた基礎調査の実施	甲
ETC2.0 プローブデータの貸与	甲
ETC2.0 プローブデータを用いた成果の作成	丙